

CAP西京会則

2001年9月発足

第一条（名称・事務局）

本会は「CAP西京」と称し、事務局を 山口市小郡下郷 855-21 に置く。

第二条（目的）

本会は、子どもが様々な暴力から身を守るための教育プログラムである CAP プログラムを、子ども、保護者、教職員、地域の人々に提供し、暴力のない社会の実現を目指す。

第三条（事業）

本会は、目的達成のために次の事業を行う。

1. 幼稚園、保育園、学校、地域でのCAPプログラムの実施
2. 子どもへの暴力防止に関する学習会や研修会等の開催
3. 山口県内、また全国のCAPグループとの交流、情報交換、研修会等への参加
4. 会員間の親睦を目的とする行事の企画
5. その他、本会向上のために必要な事項

第四条（会員）

1. 本会は、CAPの理念と本会の目的に賛同し、目的達成のために活動する意志があり、会費を納めた者を会員とする。
2. 事情による退会は、届け出により認める。

第五条（会議）

会議は、例会および総会とする。

第六条（会計）

1. 本会は、会費、寄付金、収益金、その他によって運営される。
2. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。